

## 船橋市施設等利用費支給実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この要綱において「特定子ども・子育て支援施設」とは、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち、法第7条第10項第2号に規定する幼稚園であるものをいう。

### (施設等利用費の支給方法)

第3条 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設から特定子ども・子育て支援を受けたときは、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき限度の額において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、法に規定する他の方法で施設等利用費を支給することができる。

### (施設等利用費の支給)

第4条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用費を請求するときは、船橋市施設等利用費請求書（第1号様式）及び船橋市施設等利用費請求金額内訳書兼在園証明書（第2号様式）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、書類を審査し、3か月分を特定子ども・子育て支援提供者に支給する。

3 前項の規定により、3か月分の施設等利用費を受領した特定子ども・子育て支援提供者は、請求の誤りが判明した場合は、船橋市在園児異動報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

### (施設等利用費の返還・追加請求)

第5条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条第3項の規定により船橋市在園児異動報告書を提出し、既に支給された額と差額を生じた場合には、当該差額の精算をしなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による精算をする場合において、施設等利用費の返還が生じるときは、当該精算に係る差額分を市長が定める期限までに納付しなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、第1項の規定による精算をする場合において、施設等利用費の追加の請求が生じるときは、船橋市施設等利用費追加請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

#### （施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年9月1日から施行する。

#### （準備行為）

2 第4条の規定による施設等利用費の支給手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。